### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

官公労働者争議権: 最高裁・全逓中郵事件判決とその影響

深山, 喜一郎 九州大学教養部助教授

https://doi.org/10.15017/1591

出版情報:法政研究. 35 (6), pp.83-107, 1969-03-25. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係: 序

説

るようになったのは、大体、

### 官 労 働 者 争 議 権

全逓中郵事件判決とその影響

深 Щ 喜一郎

序 最高裁中郵判決の意義とその問題点 説

 $\equiv$ 中郵判決の影響――下級審判決の二つの流れ

むすびー 今後の展望と期待

四

公共部門における労働者の労働基本権に関し、 憲法とその下位規範たる法律との矛盾が実践的にするどく意識され

昭和三〇年以後のことである。もともとこの両者のずれは、

昭和二三年の政令二〇一号

35 (6 • 83) 761

者の労働 ば、 によっ って には 認 昭 あるとき、 来の でし 和二七年 一無視の それと矛盾する法律制度を廃棄することによりはじめ自からの利益・生存を全うしうる者の、 かかる問題提起は、 憲法の内容が 意識されたとしても、 て阻まれたとき、 もの か 基本権 な 中でかえって覚醒され、 かっ の講和条約発効後 である はじめて憲法の最高法規性は実質的に回復されてゆくのである。 た。 論が実質的に展開されたの 規定されているという法の逆立ち現象を是正する力とはなりえない。 が、 はじめて実質的に最高 当時は はじめて実践的に意識されるに至るのである、 政令二○一号体制の下に圧殺されていた公務員労働者の団結意識が、 それだけでは、 占領軍 \$ 11 当初 わゆる国内法規の自主的再検討 の指令という超憲的 は遵法闘争という形で展開された運動の拡がり は、 法規性を取得したはずの日本国憲法ともろもろの法令との矛盾 余りにもぼう大な違憲立法の累積という事実の下で、 かかる実践的問題提起以後であるといってよかろう。 権 威の下で、 は 憲法的評 公務員、 実質的には占領下における法制 公務員 価 公社職員等いわゆる公共部門の をも拒否した政策として強 の労働基 がそれすらも違法とする法 憲法の価値体系の 本権 政府の度重なる人事院 に関して 実践的問題 現実には法 0 貫 固 は 行さ 徹 うなら 全によ 提 17 抽 化 ょ 象的 起

を厳格 性 の中で次第に明らかになってくる。 前述したような背景の中で深められつつあった労働基本権 れたような違憲 ح 福 合理性に れ に解釈することによって実質的に制限を縮小し、さらに極く少数ではあるが、正面から憲法論を展開することに 祉 に対し裁判所は、 論による公務員等の労働基本権 つい ? ての疑念を裁判官の中にも浸透させてい 立法の重圧の中で、 昭和三〇年代半ばまでは、 多くの判決が公労法や公務員法の団結権制限規定——その違反に対する制裁 制限の承認は下級裁判所にも無言の圧力となっていたであろう。 憲法ははるかかなたにかすんでいた。とくに最高裁判所の、 必ずしも明確な問題意識を以て対処したとはいえない。 っ 論の高まりは、 た。 このことは三○年代後半に入ると下級裁判所 公務員等の労働基本権の制限・ 11 否認 わゆる さきに 0 0 か 規定

年五月、 中での は種 よってこれら制限 級審の判決では、 判決は、 の (1) なってい の抜本的検討が加えられることになった。 判例 つつある。 種 位置づけに関し、 理論を大きく修正するに至った。 。 の 批判が加えられた、 関係国内法の改正をみることになり、 これを詳細に検討するとき必ずしも疑問の余地なきまで明確なものとは言いがたく、 ることを意味するものである。 かかる流れの中で、 同判決の論理をそのまま用いながら全く異る結論を引き出す二つの流れが現われ ・禁止規定の違憲・無効を宣言するものすら現れた。 はじめて、 もはや憲法理念すら押し包んでいた事実としての諸制限は、 最高裁判所は、 正面からとり上げ、 さらにこの間、 この判決は、 このこと自体、 併せて公務員制度審議会が設けられて公共部門の労働者の労働 昭和四一年一〇月二六日、 最高裁判所が公務員等の労働基本権について、その憲法体系の ドライヤー報告が公表され、 その見解を示したものとして注目された。 現行法規の合憲性・妥当性が、 他方、 全逓東京中郵事件判決におい ILO八七号条約批准闘争は昭 国際良識の面 事実であるが故の力すら失 少くとも「疑念」 そのため、 しかしながらこの てい からもわが る。 その後の下 て、 の対象と 法制 基 和 本権

を考察することによって、 本稿はこのような新しい対立を生みだした最高裁中郵判決の意義と問題点を検討し、 公共部門の労働者の労働基本 権の展望を試みようとするものである。 さらにその後の判例理 論 の 展

## | 最高裁中郵判決の意義とその問題点

日 0 全逓 国 一一郵 鉄檜山丸事件、 事件に関する最高裁大法廷判決 全逓島根地本事件に関する最高裁(第二小法廷)判決をくつがえし、 (以下単に「中郵判決」 と略称する) の直接的な意義は、 公労法一七条違反の争議 昭和三八年三月 五五

である。

改められたといえる。 行為にも労組法 明し、その合憲性を安易に承認してきたが、 なわち、 めた公共部門の労働者の団結権の憲法上の位置づけ、とりわけ、その制限の論理を大幅に修正したところにある。 最高裁は公務員等の団結権 一条二項の適用があることを認めた点にある。 刑事免責の承認はこの論理構造の修正から必然的に引き出され一つの結論であるにすぎな の制限 中郵判決は、 ・剝奪を「公共の福祉」とか、 同じく合憲性を認めるとはいえ、 しかし、この判決のより大きな意味は、 「全体の奉仕者」とかいうもので説 その理由づけは全面的に 公務員をも含

め ろう。 中郵判決については、 その理論構成を追ってみると、およそ次のように要約しうるであろう。 ことでは公務員等の労働基本権についての最高裁の基本的な見解が問題である。ただ、以下の考察を進めるた これまでにも多くの論稿が発表されており、 本稿ではこれを詳細に紹介する必要はない であ

- 憲法二八条の労働基本権保障の狙いは、 的な自由と平等とを確保しようとするものである。 生存権保障の基本理念に立ち、 従って 経済的劣位にある勤労者に対して、
- 1 公務員、 て一般私企業の労働者とは異る制約を内包しているにとどまると解すべきである。 の奉仕者」論で否定することはできない。ただ公務員またはこれに準ずる者については「職務の内容」に応じ 公社職員等も憲法二八条にいう労働者である以上、原則的には労働基本権を享有する。これを「全体
- 2 公務員等の争議行為も、 それが正当な範囲をこえないかぎり、憲法の保障する権利の行使であるから、 民。刑
- いう見地からの制約を当然の内在的制約として内包している」。具体的にどのような制約が合憲とされるかを判 しかし、 労働基本権といえども何等の制約をも許さない 絶対的なものではなく、 「国民生活全体の利

(=)

事責任を生ずることはない。

断するについては、次の四つの基準が考慮されねばならない

- 1 労働基 合 正 理性 な均 本権 の 衡を目途として決定されるが、 認められる最小限度に止めなければならない。 0 制限は、 労働基本権 の尊重確 労働基本権が労働者の生存権に直結することを考慮すれば、 保の必要性と、 国民生活全体の利益との比較衡量 の中で、 そ 両者 の 制 限 の は 適
- 2 労働基本権 の制限は、職務または業務の公共性が強く、その停廃が国民生活全体の利益を害し、 国民生活に 重大
- ③ ない。 労働基本権制限違反に伴う法律効果については、 な障害をもたらすおそれのあるものについて、これを避けるため必要やむをえない場合に考慮さるべきである。 とくに刑事制裁を課すことは慎重でなければならず、単純な労務不提供に対しては、 必要な限度をこえないよう十分な配慮がなされなければなら 一般的には 刑事
- ばしば引用してきた昭和二八年四月八日の大法廷判決では 4 右 の 考え方の特質は、 労働基本権の制限がやむをえない場合には、 それまでに最高裁がとってきた理論と対比によって明確になる。 これに見合う代償措置が講ぜられなければならない すなわち、 従来、 最高

裁が

制裁を課すべきでは

ない。

するものであるから、 けることがあるのは当然である」 務員法九六条一項) への福祉の 五条)公共の利益のために勤務し、 国 民 のために制限を受けるのはやむを得ないところである。 の 権利はすべて公共の福祉に反しない限りにおいて立法その他の国 性質のものである 憲法第二八条が保障する勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利も公 から団結権、 且つ職務の遂行に当っては全力を挙げてこれに専念しなければならない 団体交渉権等についても、 殊に国家公務員は、 一政の上で最大の尊重をすることを必要と 般労働者とは違って特別の取扱い 国民全体の奉仕者として (国家公

とし、さらに、昭和三〇年六月二二日の大法廷判決でも

法二八条に違反するものでないことは、前掲判例の趣旨に徴して自ら明らかである」 人であって(同法二条)、 のであり(日本国有鉄道法三四条)、また国鉄の資本金は全額政府の出資にかかり(同法五条)、その性格は公法上の法 かる公共企業体の国民経済と公共の福祉に対する重要性にかんがみ、その職員が争議禁止の制限を受けてもこれが憲 国鉄職員は法制上国家公務員とはならなくなったが、しかしなお、法令により公務に従事する者とみなされるも その事業経営の実質及び条件は従前と殆んど異なるところはないのである。 すなわち、か

憲性の有無が判定されるというのである。 このような最高裁判所の理論の修正はどこから生じたのであろうか、 約としてのみ承認されている。 理としての「公共の福祉」によってではなく、「国民生活全体の利益」との調和関係においてとらえられる内在的制 たりえないことを明言し、公務員等の争議権制限も、基本的人権一般に対して優先価値を認められる・外在的制 結権の無条件の制限が肯定されているのである。これに対し中郵判決では、「全体の奉仕者」論が団結権制限 と判示している。 それは実質的にはどのような意味をもつものであるかが、まず検討されねばならない課題である。 そこでは団結権(基本的人権)に優越する価値としての「公共の福祉」が措定され、 すなわち具体的制限は、基本的人権・利益相互間の均衡関係の中で考慮され、その合 それに による団 0) 根 ま

れ 教授による詳細なあとづけがなされている。 个の安住」という従来の姿勢に動揺を来していたとされる。 中郵判決が如何なる背景をもって、とくにいかなる判例理論の流れの中でとらえられるかについては、 併せて政治的にもドライヤー報告とそれらとからまる関係国内法の改正の中で、最高裁自身、 既にILO闘争の中で明確化しつつあった憲法と公共労働法との矛盾が、下級裁判所の幾多の判決の中で意識さ 中山教授によれば、 この点は、筆者も、 中郵判決は決して突如として現われたものではな 序説において述べたように異論は 「政令二〇一号体 既に 中山

ない。 る。 である。 かし、 教授はその例として、 中山教授はさらに、このような最高裁の動揺が、 和歌山県教組専従事件についての次の昭和四〇年七月一四日大法廷判決を挙げられ 中郵判決以前に判決の中で読みとれるとされるの

のというべく、 当裁判所の屢次の判決の示すところである……。 権 のような目的の下に立法がなされる場合において、 公共の福祉を確保する必要とを比較考量し、 ことを許さないものであるが、 の範囲を逸脱したと認められるものでないかぎり、 憲法二八条の保障する勤労者の団結権等は、 その制限の程度がいちじるしく右の適正な均衡を破り、 絶対無制限のものではなく、 両者が適正な均衡を保つことを目的として決定されるべきであるが、こ そして、 立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とし、みだりに制限する 具体的に制限の程度を決定することは立法府の裁量権に属するも 合憲、 右の制限の程度は、 公共の福祉のため制限を受けるのはやむを得ないこと、 適法なものと解するのが担当である」 明らかに不合理であって、 勤労者の団結権等を尊重すべき必要と 立法府が その

でより具体的に展開されることになる」というのである。 すなわち と法治国イデオロギーのもっともみにくい典型的なもの」というべきだと非難する反面、 制限を無条件に容認した従来の態度についての若干の修正をよみとることができる。 中 Щ 教授はこの判決について、 「労働基本権の説き方が、 既にILO関係国内法の改正が国会で成立している時点で行なわ 従来のそれとは逆になっている」、 「そこでは公共の福祉という切り そしてそれは、 積極的側面も認められ れ た 全逓中 札で、 統治行為論 判決 切

て、 衡量、 たし そ 0 かに右の判例理論では、 衡関係 意味では 15 おい 中郵判決への一過程と考えられないわけでもない。 てとらえられており、 公務員の団結権と公共の福祉とが、 既 に下級審判決の多くにみられた視点(3) 後者の絶対的優位においてではなく、 しかし、 この判決は被解雇者をかかえた組合 0 最高裁 接近 両者の比較

限の は、 するものではないのである。 の専従不許可をめぐってのものであり、 『公共の福 ための 最高裁の従来の判決から中郵判決への「同一発展線上にある」とみるのは必ずしも正しくなく、(5) 祉 利用の場合とは多分に異る」ところに問題があるというべきであろう。 概念を持ち出して制限を加えることは、 従ってここでの公共の福祉論は、 従来の公共の福祉論の支えとなってきた公務員の職務継続の不可欠性 団結そのものの否定を意味するものであり、 「団結承認の基本的前提としての団 この点を考慮すれば、 結の自由 むしろそれ 従来の争議 和教組判決 に まで 関連

におけるストライキ権のあり方についての一般原則について、 ころである。 ばならぬことは当然として、 以上のように解すれば、 そしてそのような推察を裏づけるかの如く、 中郵判決を引き出したものは何であったか。背景として前述の諸要因が何れも重視され 最高裁をしてそこにふみ切らせたものがドライヤー報告であろうことは大方の認めると 両者の発想は全くよく似ているのである。 同報告は次のようにいう。 例えば公共部門

下級審によって築かれつつあった新しい「公共の福祉」

論の歪曲でしかなかったというべきである。

は本質的には左の通りである。 結社の自由委員会は、 「官公庁におけるストライキ権の範囲を定めた条約、 この問題について、一般に受け入れられている一連の原則を打ち出している。 勧告、その他国際労働総会の決定は存在しないが、 これらの諸 理 則

(a) すべての公有企業が、公共の困難を惹起するがゆえに真に不可欠な事業と、 関係法律上区別することなく、 ストライキ権の制限に関して同一の基盤で取り扱われることは適当でな この基準によれば不可欠で

(b) は禁止には、 不可欠な業務または職業に従事する労働者のストライキが制限または禁止されるところでは、 職業上の利益を守るうえに不可欠な手段をこのようにして剝奪された労働者の利益を完会に保護す かかる制限また

る十分な保障が伴なうべきである。

(c) この目的 のために公平な不偏不党の機関を設立すべきであって、そこでの決定はいったん下されたときは完全

か つ迅速に実施されるべきである。

い」(ドライヤー報告二一三九項、訳文は片岡=中山訳・ドライヤー報告(労働旬報社)によった。以下、 本委員会はこれらの原則を支持するものである。 日本においてはこれらの諸原則はいまだに 「報告」の引用はこの訳 受け入れられていな

書による)

が、 ₽, 約の円および口の①に対応する表現はみられない。 もとよりドライヤー報告は、 中郵判決がドライヤー報告を意識して書かれたものであることを推察させるものといえるであろう。(6) 大綱において一致するものであることは疑いないように思われ、 その近代的労使関係観の中から生れる団結権についての国際良識にもとづく示唆であるから、 日本国憲法におけるが如き社会権的基本権の しかし、 全体として両者のえがく公共部門における労使関係像 また、 中郵判決に関与した田原調 法理的位置づけから出発するのでは 前掲の中郵判決要 査官の発言 な

明らかにした」と評価されながら、 り高次の憲法原理に支えられながらも、 ぬがれえない所以なのである。 ざるをえない。それは前記の諸原則が、 しかし、このような基本的労使関係観の一致にもかかわらず、そして中郵判決はドライヤー報告の有しえない、よ そしてこのことが、一 面では中郵判決が 他面、 関係諸法の具体的規定の評価とどのようにつながるかという点で現われてく 実質的には前者が後者よりはるかに後退した内容となっていることを指摘 後述するような下級審の新たな対立の原因ともなり、 「憲法二八条の保障する労働基本権の意義を格調の高い憲法判決として かつ種々の批判をま

中 郵 判決の骨子は、 前述の基本原則の上に立って、公労法一七条一項が憲法違反といえるかどうかということと、

い」(傍点は筆者)という。

そしてその理由を次のように説明している。

ころであり……公労法一七条一項の規定が違憲でないとする結論そのものについては、今日でも変更の必要を認めなるという主張については「右の規定が憲法の右の法条に違反するものでないことは、すでに当裁判所の判例とすると れを合憲とするそれまでの判例を維持したのである。すなわち公労法一七条一項が憲法二八条および一八条に違反す 一七条違反の争議行為に刑事免責が認められるかどうかの二点にあり、後者については否定的に解していた従来の判 (いわゆる三・一五判決) を変更した。しかし、一七条違憲論については、 その理論構成の相違にもかかわらず、こ

これを違憲無効ということはできない。 を課することにしても、その不利益が前に述べた基準に照らして必要な限度をこえない合理的なものであるかぎり、 に、その業務に従事する郵政職員に対してその争議行為を禁止する規定を設け、その禁止に違反した者に対し不利益 重大な障害をもたらすおそれがあるなど、社会公共に及ぼす影響がきわめて大きいことは多言を要しない。 ば、その業務が独占的なものであり、かつ、国民生活全体との関連性がきわめて強いから、業務の停廃は国民生活に に重大な障害をもたらすおそれがあることは疑いをいれない。 しく国民生活全体の利益と密接な関連を有するものであり、その業務の停廃が国民生活全体の利益を害し、国民生活 「いわゆる五現業および三公社の職員の行う業務は、多かれ少なかれ、また、直接と間接との相違はあっても、 他の業務はさておき、本件の郵便業務についていえ それ故

除外するとしている。争議行為禁止違反が違法であるというのは、これらの民事責任を免れないとの意味においてで の多くの規定を適用することとしながら、労働組合または組合員の損害賠償責任に関する労組法八条の規定をとくに 違反する行為をした職員は解雇されると規定し、 この観点から公労法一七条一項の定める争議行為の禁止違反に対する制裁をみるに、公労法一八条は、 同三条は、 公共企業体等の職員に関する労働関係について、 同一七条に 労組法

とは、憲法二八条、一八条に違反するものでないことは疑いをいれない。」 委員をもって構成される仲裁委員会のした仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有し、 共企業体等との紛争に関して、公共企業体等労働委員会によるあっせん、 いる。そうしてみれば、公労法一七条一項に違反した者に対して右のような民事責任を伴う争議行為の禁止をするこ そしてこのような意味で争議行為を禁止することについてさえも、 調停および仲裁の制度を設け、 その代償として、右の職員につい 当事者双方を拘束するとして ことに公益 ては、 公

件判決 それ」すら認められない絶対的なものである。 ことを理由に、 益と住民が地方公務員の具体的な争議行為によって受ける不利益」とを具体的なケースについて対比するという形で 受ける権利とが対比されていた。 整の原理に組みかえる均衡論は、 のであれば、 郵判決の「基準」が、 的に変更するものではなく、形を変えた公共の福祉論であり、 権と対比される「国民生活全体の利益」は、 間接との相違はあっても」その停廃が「国民生活全体の利益を害し、 展開されているのである。これに対し中郵判決では、三公社五現業の職員の業務は「多かれ少なかれ、また、 もし、はじめに掲げた原則なり基準の実体が、このような内容のものであるならば、 (昭三九・三・三〇) に現われていた。そこでは当然のことながら、 比較衡量・均衡論は具体的にのみ展開されねばなるまい。 公労法一七条の一律・全面的争議禁止を是認するのである。 前述のように労働基本権制限の可能性を権利一般に共通に認められる「内在的制約」に求める 例えば佐教組判決では、「地方公務員の争議権を剥奪されたことによって蒙る不利 既に佐賀地裁の佐教組事件判決(昭三七・八・二七)および大阪地裁の大教組 「多かれ少なかれ」 かかるものとして「国民生活全体の利益」がとらえられるかぎり、 自らが否定する全体の奉仕者論でしかありえない。 また 国民生活に重大な障害をもたらすおそれが 「直接と間接」 「公共の福祉」を従来の制限の原理から、 具体的に、 「最大の尊重を必要とされる」労働基本 教職員の争議権と住民の教育を をとわず、 それは従来の判例理論を実質 それが侵される「お 直接と ある」 如

衡 何なる論理を以てしても、そこには均衡論の入りこむ余地はないであろう。 論 は、 実質的には再び旧い「公共の福祉」論へと逆行する。 中郵判決が新しい理論的装いをもちながらも、 かくて抽象的には肯定された最高 裁の均 やは

り 『公共の福祉論』 を密かに是認」していると批判されるのは当然といわなければならない。(8)

禁止を批判している(尤もこれは裏を返せば、 との点、 ドライヤー報告は、 より具体的に業務の社会的不可欠性からする区別の必要を説き、一 組合の主張する争議制限の全面的撤廃に対する批判でもある) 律 の・全面 的 争議

較的に重要でない 共企業体及び国有事業並びに地方公営企業の活動が等しく必要不可欠であると言うことは認めることはできな 護するための特別措置が必要かも知れない。 真に不可欠であり、ストライキが国民の正常な生活に重大な障害を与える経済分野においては、 もの K おいては、 公共の利益はすべてのストライキが等しく禁止されることを要求してはい 一般公衆はこれを要求しかつ期待する。 ……他方において、 公共の利益を保 すべての公 ない」 い。比

### ニーニブ項

する一 きだということにはならない」(二一三七項) 政策にも批判的な論評を加えなければならない。 同様に公共部門においてストライキだけでなく、 定の公益事業の分野においてさえも、 労働者によるその他のあらゆる種類の団体行動がおしなべて禁止さるべ ストライキ権の禁止を正当化する程に公共の利益と密接な関係を有 あらゆる争議行為を区別なし に一律に禁止してきたこれまでの

のように理解したらよいのであろうか。 べらられるこの報告書の方が、中郵判決がその前半に示す原則、 いうまでもなくドライヤー報告は、 その勧告部分といえども司法的判断を示すものではな 基準の論理 の、 より忠実な展開であるのは、 65 が、 政 策批判として述 一体ど

次に代償措置についても、 最高裁の判示は極めて形式的である。 そこでは法の建て前が述べられているにすぎな

四号を違憲とする理由にもこのことが挙げられているのである。最高裁はこれらの点について全く触れていない。(写) 為」とした理由の一つは、代償措置としての人事委員会の勧告制度の不備にあり、また、大教組判決が地公法六一条 きたところであった。 三六および三一三九項)。 このことは実はドライヤー報告をまつまでもなく、既に多くの下級審判決が明確に指摘して 禁止することができる」という原則は、「日本においては……いまだ受け入れられていない」と判断している(二一 れは法の「運用」=「行政」の問題であって法自体の問題ではないというのであろうか。しかし、後述のように、 さしくそのような運用==行政を可能にしているのは、代償措置を規定している法自身なのである。 ドライヤー報告は「十分な代償措置が設けられ、かつ実際に満足に機能することを条件として、ストライキ権を 例えば前掲の佐教組判決がいわゆる三・三・四の休暇闘争を 「公共の福祉に反しない争議行 そ

- 1 中山和久「全逓中郵判決の背景(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」、季刊労働法六四、六五、六六号。
- (2) 中山•前掲論文、季刊労働法六五号一○四—一○五頁。
- 3 深山「公務員の争議権―その『労働者性』と『公共の福祉』の観点から――」法政研究三二巻二―六合併号二九〇頁以下
- 4 石橋主税「和教組事件および都教組事件」日本労働法学会誌二七号・官公労働者と労働基本権二二五頁。
- (5) 中山•前掲論文、季刊労働法六五号一○五頁。
- 6 田原義衛「郵便法違反教唆被告事件に関する大法廷判決」ジュリスト三五九号参照。
- (7) 伊藤正己「労働基本権の制限―全逓中郵事件―」新版労働判例百選一五頁。
- (8) 野村平爾「全逓中郵事件判決と残された問題点」法律時報三九巻一号五六頁
- 9 てきた。本委員会は、あらゆる争議行為が合法であるという考え方を全く否定せざるをえない」(二一三八項)。 「政府はすべての争議行為を違法として扱う傾向があり、片や組台はかようなすべての行為を合法とする逆の態度をとっ

五項) 会に対し、公共部門においてはストライキ権の絶対的禁止は無期限に維持さるべきであるという政府の見解を表明した」 (二一三四項)。「本委員会は、これらの見解はいずれも、 公務員のストライキ権の全面的な復活をその目標として引き続き追求することを誓っている。 あまりにも厳格であり、非現実的であると考える」(二一三

(10) 深山·前掲論文二九三十二九六頁参照。

# 一中郵判決の影響——下級審判決の二つの流れ—

るところから出発し、 あるものは中郵判決の 結論的には同じ無罪判決であるとはいえ、その理論構成は全く異なる二つのものに分れ、対立している。すなわち、 らはじまったことを考えれば、このことだけでも中郵判決の意義は高く評価されなければならないであろう。 決後の下級審判決をみると、争議行為についての特別の処罰規定を有しない公労法関係についてだけでなく、 慎重でなければならぬことを強調することによって、その後の下級審判決に大きな影響を与えた。すなわち、 必要をうたいあげ、その制限についての新しい基準をうちだし、とくに争議行為に対する刑罰規定の適用については 地公法関係の争議行為についても、ほとんどの事件で無罪が言い渡されている。団結権の歴史が、まず刑事免責か(1) しかしながら、前節で述べたように中郵判決の理論は必ずしも一貫していない。そのため、これらの下級審判決は 最高裁の中郵判決は理論的にはこれまでに指摘してきたような問題を多々残しているとはいえ、労働基本権保障の 論理をおし進めた当然の帰結として、公務員等の争議行為を禁止する規定それ自体を違憲とす 他のものは中郵判決を全体として踏襲(争議禁止規定自体は合憲と解し、ただ刑罰規定の適用を限定 判

する)するのである。それらの説くところを少し詳しく見てみよう。

### (1) 合憲論

る。 するものとしては、 び大阪高裁 中 両者の論旨はほとんど同じであるから、 郵 判決の論理をほとんどそのまま用いることによって、 和教 組動評事件控訴審判決 福岡高裁·福教組事件控訴審判決 (昭四三・三・二九: 前者を中心に検討する。 (昭四二・一二・一八――以下単に ――以下「和教組勤評判決」と引用する) 争議行為の一 律、 全面禁止を憲法二八条に違反 「福教組判決」と引用する) を挙げることができ しな

間 され ないところである。 の矛盾衝突の実質的公平な調整ないし基本的人権の内在的制約の見地から、 ないことは勿論であるが、 公務員は全体の奉仕者であるという憲法第一五条の規定によって公務員の労働基本権をすべて否定することは 私企業の勤労者も含めて勤労者の労働基本権も、 制限を受けることのあるのはやむをえ 絶対的なものではなく、 基本的·

議会を拘束しないので、 等により定められていること、 としての作業所閉鎖等の争議行為が認められていないこと、 員会を設けて……機能を営ましめていること、もっとも人事委員会または公平委員会の意見、 生活に重大な障害を招来するものであること、 そして、 地方公務員の争議行為等を禁止する地公法第三七条一項が憲法第二八条に違反しているとはいえない。」 (1)地方公務員は国民全体の 右代償措置は完全な代償措置とはい (4)地方公務員の争議行為等の禁止の代償措置として地公法は人事委員会または公平委 利益の維持増進をその職務とし、その職務の停廃は国民 ②使用者である地方公共団体に公務員側の争議行為に対する対抗手段 い難い (3地方公務員の勤務条件は議会の定める法律または条例 が、 応の代償機能を果していること等を考量す 全体の 勧告は地方公共団体や 利 益 を害し 国 民

### (判例時報五〇五号二三頁)

中郵 判決が公労法に関するものであるのに対し、 本件は地公法が適用される地方公務員たる教員の争議行為につい

組判決が説かんとするところを詳述するとすれば、

和教組動評判決の次の部分によって代弁されるであろう。

てのものであるから、 「その職務の停廃は国民生活全体の利益を害し国民生活に重大な障害を招来する」と短絡させるところにある。 まず第一の 問題は、 問題は中郵判決の論理が地公法に引きうつされたとき、 福教組判決が 「地方公務員は国民全体の利益の維持増進をその職務とする」ことから、 如何なる展開をみせるかにある。 直ちに

中郵 突の実質的公平な調整ないし基本的人権の内在的制約の見地」からのみ認める=-均衡論から説くのであれば、 によって問題の 害をもたらすおそれがあることは否定し難い。 地方公共団体の業務の正常な運営を阻害するものであり、 体の利益を志向するものであるから、 的当為命題 全体の利益の維持増進を職務とする」―「公務員は国民全体の利益の維持増進に努めなければならない」という抽象 る公務員の争議行為は、少くとも均衡論をとるかぎり、 活に対する障害も、まさしく「実質的」 しかし、前記 あるいは直接、 判決に加えられるものより、 公務員については、その担当する職務は多種多様にわたり、 (国公法九六条一項、 その停廃がほとんど国民生活に実質的影響を来たさぬものもあるわけだから、このような職務に従事す 所在が の問題点は、 間接の相違があることは免れないとはいえ、 一層明確になっているといえるのである。 このような言葉の積み重ねによってカバーされるものではなく、 地公法三〇条) より強い批判が向けられなければならぬであろう。 公務員が争議行為により組織的、 に、具体的にとらえられなければならないはずである。 を持ち出すことによってこれをカバ (判例時報五二一号一七頁)。 禁止されるいわれはない。 延いて、 互いに関連し合っており、窮極には共に国民生活全 それが国民生活全体に及ぼす影響には固より程 公務員の争議権の否定も、 国民生活全体の利益を害し、その生活に重大な障 集団的に労務の提供を拒否することは国又は ーしようとするのである。そこには そのため、 何となれば、 「基本的人権間の矛盾」 むしろこのような説明 判決は 公務員の職種はまさに それこそ福教組 国民生 度

うな配慮すら見られないのである。このため、 判決が、そのすぐ前で自ら否定したはずの「全体の奉仕者」論にほかならないからである。 きであろう。 除する余地は全く残されていない。少くともこの点に関する限り、福教組判決は中郵判決を後退させるものというべ 憲とされる可能性が全くないわけではないが、 おそれについて具体的にとらえようとする姿勢を示した。 ところが福教組判決では 「他の業務はさておき、本件郵便事業についていえば……」として、不十分ながらも争議行為と国民生活への障害の 福教組判決では、 論理的には中郵判決では、 地方公務員について、地公法三七条を違憲として排 「他の業務」については公労法一七条が違 (和教組勤評判決も同様に) 中郵判決においてすら、 このよ

が、この点は全く中郵判決のそのままの踏襲と考えられる。(2) れをも合憲論の一つの根拠としている。 代償措置についても、それが不完全なものであることを認めながら、 「一応」の機能で果して合憲性を保持できるかは甚だ疑問とせざるをえない 「一応の代償機能を果している」として、こ

ええないものであることも指摘すべきであろう。(4) 調和を求められているのは、 評判決では見当らない)。これも均衡論の中で考慮さるべき要素というのであろうか。 にこのような要素まで含ましめるとしても、 なお、 福教組判決は、 使用者の争議行為が禁ぜられていることをも合憲説の一つの根拠としている(これは和教組動 争議権と他の基本的人権―具体的には住民の利益であったはずである。さらに又、仮り 使用者の争議行為は、法的には、労働者のそれと同一次元においてとら しかし、 いわゆる均衡論の中で

されるのである。(5) 以上のように、 公労法と地公法との違いはあるが 中郵判決の系縉の中で現われた判例のうち、 中郵判決を前進せしめるのではなく、 争議行為禁止規定そのものは合憲であるとするものは かえって後退させていることが注目

- 1 流れについては、 判例の概観に関しては、松村和夫=平野毅 判例時報五〇五号二一頁、 「労働基本権判例年表」法律時報四〇巻八号参照。 五二〇号一九頁、五二一号一二頁の各解説参照。 なお、とくに中郵判決後の
- 2 中山教授は福教組判決の代償措置に関する部分は、中郵判決を「せばめる」(後退させる)ものとされる(「地方公務員 法にみる全逓中郵判決の影響」法律時報四○巻三号四三頁)。しかし、中郵判決においても、代償措置論の実質は福教組 判決のそれと異らないことは明らかであって、この批判は当らない。
- 3 このことは佐賀地裁の佐教組判決では明確にされている<br />
  (深山「公務員の争議権」法政研究三二巻二一六号二九三一四頁
- $\frac{1}{4}$ 使用者の争議行為の法的性格については、深山「ロック・アウトの法理」佐賀大学・法経論集七巻一・二号参照
- 5 場合」と要件を厳格化していることが挙げられよう。 福教組判決を刑事判決としてみるときには、必ずしもこのようにマイナス面ばかりがあるわけではなく、むしろ、中郵判 に重大な障害をもたらす場合」をあげるが、福教組判決は 決を前進せしめる面をもっている。例えば、争議行為が刑事免責をうけえない場合の一つとして、中郵判決は「国民生活 「国民生活に対し明白かつ重大な障害をもならすおそれがある

### (2) 違憲論

地裁長岡支部の全電通長岡・三条局事件判決(昭四二・八・七――以下、「長岡・三条局判決」と略称する)と神戸地裁の きものと考える」として、次のように判示する。 三条局判決は、 鉄尼崎駅事件判決 中郵 判決の論理を忠実に追いながら、中郵判決とは反対に公労法一七条一項違憲論に到達したものとしては、 中郵判決の四基準をかかげ、「当裁判所はこの基準に従って争議権禁止制限の適否について判断 (昭四一・一二・一六――以下、「国鉄尼崎駅判決」と略称する) を挙げることができる。まず、

国 1 |有村野のように右に比しては相対的に重要度の低い事業もある。また個々の企業体内部でも職種によって比較 公労法の適用ある事業は、国鉄、郵便等のように国家経済・国民生活の中枢に位置するものもあり、 煙草専

とろもおのずから異るところのある道理である。 中心的であって、 は補 助的な業務もある。 それが他に及ぼす影響力の大きい業務もあれば、 それらのいずれの事業、 ( ) ずれの職種の業務が停廃されるかによって、 中心 的業務の円滑な遂行を助けるため そのおよぼすと Ō 副 次 的 あ

す影響にも多くの差異を生ずる筈である。 また、 怠業等から休暇戦術 業務の停廃の態様というものも、 時間外労働拒否あるい 全国的あるいは全面的な規模のものから地域的あるいは部分的 は順法闘争等多種多様のものがあり、 それらの争議行為が他 なもの、 に 及ぼ 罷

り、 職種 考慮を加えた一つの例となるものと考える。 炭事業に限定し、 られる。 従って、 また争議の方法いかんにより、 や争議の方法によって争議の禁止制限が相当な場合もあろうし、 たとえば電気事業および石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律において、 公共企業体等の職員について争議行為の禁止制限を考慮するにあたってもその事業等により、 且つ電気の正常な供給を停止する行為等々に限定して争議行為に制約を設けているのはそのような その必要があるかどうか個別的具体的に検討を加えるべきであって、 またそれが不必要な場合もあるであろうと考え 電気事業および石 そうすれ 職 種 15 ょ

ない れるべき争議行為の ところが、 制限にあたるか、 公労法第 態様についても配慮がなされていない。 疑問である。 一七条による公共企業体等の職員に対する争議行為の禁止 このような争議行為制限の形式が必要最少限のやむを得 は全面が 的且 つ無条件であり、 禁 止

律上の根拠を与えられることによって、すべての公共企業体等職員のすべての争議行為は解雇をもって脅やかされる すると規定している。 (2) 同法条による争議禁止に違反した者に対する不利益取扱いとして、同法第一八条は違反者は解雇 もちろんこの規定は解雇を必要的としたものではない が、 この法条に よって違反者の され 解 るものと 雇 が

しない、少くとも不完全なものたるを免れないものといわなければならない。 0 条、第一六条) 業体等の予算上又は資金上不可能な資金の<br />
支出を内容とする裁定は政府を拘束しないものとされている でもなく、政府は裁定が実施されるよう努力しなければならない(同法第三五条)とされているにとどまり、殊に公共企 がこれに服従すべきものである。しかし仲裁裁定は絶対的な服従義務を生じさせるものでも形成的効果を有するもの ことを余儀なくされる。 仲裁裁定が完全な実施を見ないでおわったことは公知の事実である。 公労法が定めた代償措置は、 ために裁定の完全実施を確保する法律上の手段は存在しないのである。 かかる不利益が必要な限度を越えないものかどうか疑いを入れる余地がないであろうか あっせん、調停および仲裁の制度であり、仲裁裁定は最終的決定として当事者双方 してみると公労法上の代償措置はその実を有 のみならず実際にも過去幾多 (同法第三五

四つの る疑い 以上の諸点に照してみると、公共企業体等の職員の争議行為を全面的に禁止することは前示の最高裁判所が示 基準に適合しないのではないかと考えられ、 がある。 (別冊労働法律旬報六四八号二五十二七頁) 結局争議禁止を規定した公労法第一七条は憲法第二八条に違反す した

全く同じ基準を用いながら正反対の結論が生れるのは、 均衡論を実質的に展開するか、抽象化し形式化するかの違

10

による。

によって争議行為が禁止されうるとするなら、現代社会においては争議行為が許される領域はほとんどなくなってし であるか、 とくに一定程度以上の独占度を有しあるいは公益性をもつ事業にあっては、それが公企業だると私企業たることを問 思うに現代社会においては、すべての争議行為は何らかの形で社会全般に影響することを避けることができな その業務の停廃は国民生活全体に対して少なからざる影響を与えるのであろう。それが直接的であるか間接的 あるい はその程度を考慮することなく、 業務停廃が国民生活に脅威をもたらす「おそれ」 があることの

いえ、 は、 .共機関による争議調整制度が要請されることになる。 明言するように、 は労働争議調整制度の充実の要請となるであろう。もとよりこのように、争議調整制度を争議権と社会的利益の調整(1) まうであろう。 止とは、範囲においても、 調和をはかるものと性格づけをしてみても、 あくまで争議権を前提として、具体的、実質的均衡をはかる上での禁止であって、現行公務員法等の争議行為禁 反面では争議行為がもたらす社会的損失もまた企業の社会性の増大と共に放置できないものがあり、 それにもかかわらず争議行為を労働者の権利としてこれを保障する所以は、まさに中郵判決もこ それが経済的弱者たる労働者の生存権を現実に確保するため不可欠であることの承認にある。 態容においても全く異ったものとなるであろう。 一定範囲で争議行為が禁止されることはありえよう。 このように均衡論の展開は争議行為の禁止ではなく、 しかしこの場合 制度的 ととに公 とは れを

償措置等が一律の争議行為禁止の理由とならないことを強調する点に特徴がある。 制法を例として挙げるのは、 る公労法一七条一項を違憲としたのは、当然の結論であるといえよう。そして又、その推論過程で問題の多いス 国鉄尼崎駅判決も理論構成は長岡・三条局判決とほとんど異るところがないが、 以上のように考えると、均衡論を実質的にとらえる長岡・三条局判決が、全面・一律・無条件の争議行為禁止であ 右のように理解するかぎりは必ずしもとりたてて非難する必要もないと思われる。 次のように事業主体の公共性や代 ŀ 規

鉄道事業を主体とする運輸業務を担当させるために労働者を雇傭しているという労働関係の面におい の予算は国会の議決を経なければならないものであって、この点において一般私企業とはおのずから異るものがある 企業と全く同一なのである。 は 勿論であるけれども、 国鉄は、 政府がその資本金を全額出資して設立した法人組織の国有企業であり、 これは、 したがって、その労働関係においては、 たまたま政府が使用者の地位にあることから生じた特質に過ぎないのであって、 一般私営鉄道企業と同様に、 独立採算制をとるとはいえ、そ あくまでも労使対 ては、 般私営

るに足る理由は見出せない訳である。

おける労働者に比較して著しく不利益な、 越的な権力関係を労働関係にまで持ち込んではならないのである。これを国鉄職員の側からいえば、 等の原則 に立って処理されるべきものであって、政府がたまたま使用者の地位にあるからといって、 一切の争議権を剥奪された地位に甘んじなければならない合理的な納得す 政府としての優 一般私営鉄道

あって、「代償措置」を設けたことを理申に勤労者に保障された労働基本権の一つである争議権を妄りに剥奪するよ 重大な結果を招くため、 共団体において行政権力の行使の任にあたる上級公務員や警察・消防の業務に携わる職員等の如く、その職 の措置に過ぎないのであって、 その労務提供義務の不履行が、直ちに国家としての機能を麻痺させ、 (代償措置もまた十分なものではないが) この「代償措置」がたとえ完全なものであったとしても、 止むをえずその争議行為を全面的に禁止せざるをえない場合に限って用いられるべき制度で 勤労者にとって争議権の保障に代りうるものではないのであるから、 或は、 国民の生命、 財産の安全を脅かす 国または地方公 しょせん代償 務の内容

うなことは厳しく戒められなければならないのである。」 同判決が •二二判決) ば指摘されてきたところである。中郵判決も公労法一七条を合憲とする理由としてはこれをとり上げていないが、(2) 事業主体の公共性が労働関係を特殊化――とくに争議行為禁止を合理化しうるものでないことは、これまでも、しば 「結論そのものについては、 は 明らか に事業主体の公共性を一七条合憲論の根拠としているため、 今日でも変更の必要を認めない」とする三鷹事件判決(最高裁大法廷昭三〇・六 (別冊労働法律旬報六三一号一一—一二頁) 特に触れたものであろうか

よう。 点がしぼられていた。 代償措置に関する判示も、学理的には目新しいものではないが、判決の中でここまで言い切った例としては注目 これまで多くの判例の中で現われた代償措置をめぐる議論は、 それはわが国の現行の代償措置 ーとくに賃金改訂をめぐる裁定、勧告制度が余りにも尻抜け それが十分に機能しているか否かの点にの み焦 され

めの条件)の一つとしても代償措置が挙げられているが、これは本質上、他の三つのものとは性格が異ることは注意 人事院勧告制度が本質的に争議権の代償たりうるかにあるのである。(3) 制限が合憲化される性質のものではない。前掲判示部分はこのことを確認したものである。 制限を違憲とすることはあっても、逆にそれが如何に十分に整備されたものであっても、そのことの故を以て争議 条件が充たされたときの制限に伴う必要的補充措置なのである。従って代償措置は、それが不十分であれば争議権 を要するであろう。すなわち代償措置は、 で、十分に機能を果していなかったからである。しかし最も重要な問題は、この判決が指摘するように、 如何なる場合に、どのような制限を課しうるかの基準ではなく、それらの 中郵判決のいわゆる四基準 (制限が合憲であるた

- 1 労働争議調整制度と争議権との関連については、 佐賀大学・法経論集八巻一号を参照 深山「労働争議調整制度よりみた争議権の構造 ――フランスの場合――
- 2 深山「公共企業体等労働関係法とその問題点」菊池勇夫編・社会法綜説 え方は、ドライヤー報告のいわゆる「政府としての政府」(Government as government)と「使用者としての政府」 る。との点に関しては稿を改めたい。なお、沼田稲次郎「官公労働法のアポリア」労働法学会誌二七号参照 機構としての国家=政府を、 (Government as employer) の区別としてとくに有名になり、 一般化しつつあるようである。しかし、本質的に権力 「使用者としての政府」 としてとらえることの意味乃至はその限界こそが今後の課題であ (上) 三四八―三四九頁。最近ではこのような考
- 3 強制仲裁は争議権に代るものとしてではなく、むしろそれを補充するものとして実質的には意義がある。このことは強制 掲・深山「労働争議調整制度よりみた争議権の構造 仲裁が比較的に有効に行われている国、或いは時代について考察することによって確められる。この問題に関しては、 争議調整制度」社会科学論集九号参照 ―フランスの場合 ――」および、同「ニユージーランドにおける労

## 四 む す び ――一今後の展望と期待

た。 ら逃れることはできない。 法令の解釈技術的操作をとおして無罪を宣告することにより、この矛盾と正面から対決することを避けることができ 関するものであるから、 殆んどのものは、 否定し、 公務員や公社職員等の労働基本権に関して従来のような「全体の奉仕者」論、 現に争議行為を理由とする懲戒処分の効力を争う訴訟はいくつか進行しつつある―― しかしながら今後、 それに代るものとして均衡論を持ち出すとすれば、 違憲・無効とされざるをえないであろう。 もし争議行為を理由とする損害賠償請求なり、 違憲論を述べるに当っても必ずしも断定的な表現はとられず、 そのとき、裁判所がどのような判断を下すかは、大いに注目されることである。 ただ、本稿でとり上げた諸判例は、 公務員等の争議行為を一律・全面的 解雇を争う訴訟が提起されることになれば 「公共の福祉」 また合憲論をとる場合に -裁判所ももはやこの難問 論による切り捨てを いずれも刑事事件に に禁止する現行法の

は、 労働者の政府不信をつのらせ、 のこれに踏み切る勇気と労働者に対する信頼にかかっている。政府としては、仮に公務員等に争議権を解放したとき 現在、そしてその大綱についての見解はさほどに大幅な距りがないのであるから、その抜本的改正は、今や、当局者 状の分折・ て、本格的審議に入る構えをみせており、今後の最大の立法課題としてその成り行きが大方の関心を集めている。 他方、これと併行して、 労働組 の 解放はもとよりその濫用を許すものではなく、 批判をふまえての「官公労働者の労働基本権の在り方」についは、 合の闘争が一層激しさを増し、就中、 再開された公務員制度審議会は、 その活動の政治色を強めている現状 政治闘争が激化することを恐れているようである。しかしながら争 また、 現行の いよいよ公共部門における労働基本権の取扱 (例えば賃金闘争すらも、これを実質的・有効に行うた 律 全面的争議行為の禁止こそが却って公務員 既に議論は出しつくされたともいえる K つい 現

ばならない。そしてそのためには、公務員労働関係の近代的労働関係としての認識が前提とされねばならぬ。ドライ ヤー報告もまさにこのことを要請しているのである。 障害を避けようとするのなら、むしろ争議権を原則として解放し、より合理的・効果的な調整制度が考案されなけれ はまさしくこれを実証しているのである。もし真に公務員の争議行為によって不可欠の国家機能の混乱、 対する制裁の強化によって防止しうるものでないことは争議権承認の歴史そのものが示すところであり、 めには労働基本権奪還闘争と組み合わされねばならない)が直視されなければならぬであろう。 まして争議行為は、これに 日本の現状 国民生活の